

新居浜工業高等専門学校建設工事競争参加資格等審査委員会規程

平成28年10月6日規程第2号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第21条の規定に基づき、本校における施設整備事業に係る建設工事を公正かつ厳正に実施するため建設工事競争参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札に付そうとする場合における競争参加資格に関する基本的なこと。
- (2) 一般競争入札に付そうとする場合における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関すること。
- (3) 指名競争入札に付そうとする場合における競争参加者の選定に関すること。
- (4) 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第34条第1項第1号、2号及び3号に基づく随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関すること。
- (5) その他建設工事に関連する競争参加資格等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 学生課長
- (3) 総務課課長補佐
- (4) 校長の指名する教員 2名

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(報告)

第5条 委員長は、審議の結果を契約担当役に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成28年10月6日 制定）

- 1 この規程は，平成28年10月6日から施行し，平成28年4月1日から適用する。
- 2 新居浜工業高等専門学校における建設工事に係る競争参加資格等審査委員会要項（平成17年要項第5号）は，廃止する。